

### 1. Japan MICE Year とは

観光庁では、2010 年を MICE 振興の年として、「JAPAN MICE YEAR」としました。MICE とは、企業等の会議 (Meeting)、企業の行う褒賞・研修旅行 (Incentive Travel)、国際会議 (Convention)、イベント・展示会・見本市 (Event/Exhibition) の総称です。

日本政府観光局 (JNTO) では、MICE 振興策の一環として、ロゴマークの普及促進のため、ロゴ使用届け取扱いを行います。

### 2. ロゴのご利用にあたって

ロゴの利用にあたっては、以下の点にご留意下さい。

- ・ ロゴ申請にあたっては、下記の取扱規程をご参照下さい。
- ・ こちらのロゴは無断で使用することができません。ロゴを利用される際には、申請書により JNTO 宛申請を行ってください。
- ・ JAPAN MICE YEAR のロゴを使用する際には、極力「Visit Japan Year 2010」のロゴもあわせて掲載して下さい。
- ・ 名刺用にキャッチフレーズ「JAPAN, A GLOBAL CROSSROADS」のないものもありますので、ご希望の際はその旨ご記載下さい。

### 3. ロゴの見本



平成 年 月 日

観光庁 MICE 推進担当参事官 殿

(送信先: JNTO コンベンション誘致部)

Fax: 03-3216-1978

会社・団体名

代表者名

印

JAPAN MICE Year(ジャパン・マイルス・イヤー) ロゴ使用届出書

この度、下記により JAPAN MICE Year(ジャパン・マイルス・イヤー)ロゴを使用したいので、下記の通り届出ます。

なお、当該ロゴの使用に当っては、「Japan MICE Year ロゴ・キャッチフレーズの使用届出等取扱規程」に十分留意し、違反或いは抵触した場合、使用を取り消されても異議はありません。

記

- 1 ロゴ使用対象物(名称)と掲載媒体名及び使用目的
- 2 ロゴ使用期間(印刷物の場合は予定配布期間)  
年 月 日から 年 月 日まで
- 3 ロゴ使用申請対象物が配布・掲示される場所(ウェブサイトの場合は URL を記載下さい)
- 4 希望するロゴ送付方法(\*電子メールによるデータ送付になります)
- 5 VJY ロゴ承認申請の有無  
( ) 申請済 ( ) その他 ( )
- 6 申請ご担当者  
住 所: 〒  
部署名:  
氏 名:  
電 話: FAX: e-mail:

## 「Japan MICE Year」ロゴ・キャッチフレーズの使用届出等取扱規程

### (目的)

第1条 民間団体等による会議、展示会、競技会、講演会、講習会、博覧会、普及運動その他の行事の主催、映画等の制作、出版物の刊行、その他各種印刷物等(以下「行事等」という。)に関する「Japan MICE Year」のロゴ・キャッチフレーズ(以下「ロゴ」という。)の使用の届出は、この規程の定めるところによる。

### (使用条件)

第2条 行事等に関するロゴの使用は、行事等が次の各号のすべてに該当する場合に限る。

- 一 その内容が日本の MICE 振興に寄与するものと判断されるもの
- 二 行事等の主催者、制作者、発行者等(以下「主催者等」という。)が次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ又はトに掲げる者であつて、行事等を開催する十分な意思と能力を有すると認められるもの
  - イ 国の行政機関
  - ロ 特殊法人又は独立行政法人
  - ハ 地方公共団体
  - ニ 公益法人(宗教法人を除く。)又はこれに準ずる団体
  - ホ 会社又は組合
  - ヘ コンベンションビューロー又は観光協会若しくはこれに準ずる団体
  - ト その他上記各号に準ずるとみとめられるもの
- 三 特定の企業・団体、商品の宣伝を目的としないものであるもの
- 四 行事等の実行を確実にならしめる計画を有し、かつ、運営の方法が公正であるもの
- 五 行事等の開催につき、安全上及び衛生上適切な措置が講じられているもの
- 六 極力、ビジット・ジャパン・イヤー2010 のロゴと共に用いるよう努めること

### (ロゴの使用期間)

第3条 「Japan MICE Year」は、平成22年1月1日～同年12月31日までの事業となるため、この事業に係る期間にのみ使用を認めるものとする。

### (申請の届け出)

第4条 ロゴを使用しようとする者は、届出受理通知を受けようとする日の2週間前までに、以下を記載した届出書を日本政府観光局(以下「JNTO」という。)を経由して、観光庁に提出しなければならない。

- 一 行事等の開催の目的、日時又は期間、場所、方法その他行事等の内容を示す書類
  - 二 主催者等が第2条2号二、ホ又はへ及びトに掲げる者であるときは、当該団体の性格及び内容を示す書類
- 2 「Japan MICE Year」のロゴ使用の届出をした者は、同時にビジット・ジャパン・イヤー2010のロゴの使用申請をしたものとみなす。

(受理の手続き)

第5条 ロゴの使用の届出受理は、観光庁の決裁によるものとする。

- 2 観光庁は届出が受理された主催者等には、JNTO を通じてロゴのデータ等を提供する。

(不受理の通知)

第6条 観光庁は、届出の受理を行わない場合のみ、JNTO を経由して届出書の提出者に通知するものとする。

(指導)

第7条 観光庁は、ロゴの使用の届出受理の後においても、主催者等がこの規定の趣旨に反する行為を行わないよう指導するものとする。

- 2 観光庁は、主催者等がこの規程の趣旨に反する行為を行っている疑いがある場合は、速やかに調査を行うものとする。
- 3 観光庁は、主催者等がこの規定の趣旨に反する行為を行っていることが判明した場合は、速やかに是正を勧告するものとする。
- 4 観光庁は、主催者等が当該行事等の主催に当たって、安全上及び衛生上適切な措置をとるよう指導するものとする。

(届出受理の取消し)

第8条 主催者等がロゴの使用において、次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴの使用の届出受理を取り消すものとする。

- 一 行事等の内容が申請と著しく異なるとき

- 二 主催者等が当該行事等の主催、制作、刊行等につき観光庁等の信用を傷つける行為を行ったとき
- 三 主催者等が第7条第2項の現地調査を拒んだとき又は第7条第3項の是正の勧告に従わないとき
- 四 主催者等が当該行事等の主催に当たって、安全上及び衛生上適切な措置を講じなかったとき

附 則

この規程は、平成21年12月25日から施行する。